

本市における学校事故等への課題と取組について

1 学校事故に関する課題

- 全国的にも、登下校中の交通事故や体育活動中の事故、食物アレルギーによる給食事故、自然災害に起因する事故など、学校の管理下において重大事件・事故が発生している。
- 本市においては、現時点で今年度については、生命にかかわる重大な事故は発生していないが、一歩間違えば失明の恐れのある体育活動中の事故が発生した。昨年度は部活動中のバスケットゴール落下による生徒の怪我、過去には熱中症における事故等が発生している。



【事故発生前】 ⇒ 事故の予防等に向けた取組

【事故発生後】 ⇒ 原因を明らかにし、再発防止を図る

2 学校事故等への本市の取組の状況

- 学校安全計画の作成
- 学校危機管理マニュアルの作成・職員への周知・訓練の実施
- 研修会の実施
 - 管理職
 - 生徒指導主事・主任
 - 安全・防災担当者
 - 部活動担当者
 - 教科指導
- 避難訓練の実施を学期に1回以上、年間3回以上
- 教育相談・連携（区担当）指導主事による学校支援
- 幼児児童生徒の安全確保に関する通知
- 学校施設・消防施設の点検の実施

小中学校における事故件数推移 ～北九州市教育要覧より～ (平成30年度～令和3年度)

(単位:件)

年度	区分	骨折	捻挫・脱臼	打撲・挫傷	創傷	火熱傷	歯・顎の損傷	その他	計	前年度比較
H30	総件数	1,898	1,495	2,252	726	27	62	524	6,984	①
	小学校	943	829	1,317	543	14	43	243	3,932	
	中学校	955	666	935	183	13	19	281	3,052	
R1	総件数	1,914	1,568	2,206	747	25	65	535	7,060	76
	小学校	942	871	1,241	557	20	57	264	3,952	20
	中学校	972	697	965	190	5	8	271	3,108	56
R2	総件数	1,280	1,033	1,413	437	24	39	366	4,592	▲ 2,468
	小学校	647	568	778	351	19	32	177	2,572	▲ 1,380
	中学校	633	465	635	86	5	7	189	2,020	▲ 1,088
R3	総件数	1,409	1,184	1,730	513	17	34	397	5,284	692
	小学校	688	644	1,018	412	10	26	189	2,987	415
	中学校	721	540	712	101	7	8	208	2,297	277
平均	総件数	1,625	1,320	1,900	606	23	50	456	5,980	③
	小学校	805	728	1,089	466	16	40	218	3,361	
	中学校	820	592	812	140	8	11	237	2,619	

①令和元年度から令和2年度は怪我の総件数が大きく減少している。コロナによる休校、行動制限があったためである。令和2年と令和3年を比較すると、怪我の総数は増えているが、コロナ前の水準までは上がっていない。

②令和3年度は、中学校の事故件数より小学校の事故件数のほうが690件多い。

③骨折・その他以外で小中学校の事故発生件数に差がある傾向がある。

⇒学校や児童生徒の実態に応じた指導が必要となる。特に、小学校は、身のこなし方や注意力などが発達の途中であることを踏まえ、安全な場の設定や活動内容、安全

第3章

問題事象への具体的対応

1 学校事故への対応



Q. 事故が起きた時、どのように対応したらよいか。



A. 児童生徒の生命を守ることを最優先にして、対応しましょう。

初期対応	
<p>1 事故現場へ急行し、児童生徒のけが等の状況を確認</p> <p>①安全確保 ②管理職へ報告</p>	<p>◎複数で対応し、即時対応を心がけましょう。</p> <p>◎けがの程度に応じて、養護教諭等と連携し、応急手当を行いましょ。</p> <p>◎けがの状況等を把握し、管理職へ報告しましょう。</p>
<p>2 けがをした児童生徒を病院へ搬送</p> <p>①保護者に連絡 ②救急車を要請 ③状況の報告・記録 ④誠意ある対応</p>	<p>◎救急車の必要性を判断し、的確に救急車を要請しましょう。 (意識が朦朧、首から上のけがは、不用意に児童生徒を動かさず躊躇せず救急要請しましょう。)</p> <p>◎必ず1名の教職員が病院に向行しましょう。</p> <p>◎15～30分おきに、児童生徒の容態や治療等の様子を学校に連絡しましょう。</p> <p>◎管理職も病院へ行き、保護者への説明等を行いましょ。</p> <p>◎病院に来た保護者に、けがに至った経緯と状況について事実のみ伝えましょ。(先入観や憶測で話をしないようにしましょ。)</p> <p>◎手術や入院となった場合は、病院で待機し、誠意ある対応をしましょ。</p>
<p>3 管理職が、生徒指導・教育相談課 区担当指導主事へ連絡</p>	<p>◎救急車を要請した場合には、即時に「救急搬送等の報告内容確認シート」(P25参照)を活用し連絡しましょ。区担当指導主事にその後の経過について報告しましょ。(但し、AEDを使用した場合や熱中症による搬送は学校保健課にも連絡)</p>

児童生徒への対応及び保護者対応	
<p>4 校長を中心に、組織的な対応を実施</p>	<p>◎対応については時系列にして、記録を残しましょ。</p> <p>◎管理職を中心に指揮系統を一本化しましょ。</p>
<p>5 教職員が周りの児童生徒から十分に情報収集</p> <p>①けがの原因調査</p>	<p>◎複数の教職員で事実確認を的確に迅速に行いましょ。</p> <p>◎周りの児童生徒に動揺がある場合は、養護教諭、SCや関係機関と連携し、心のケアを行いましょ。</p> <p>◎原因が分かり次第、管理職に連絡しましょ。</p>
<p>6 けがの経緯や状況等について、保護者に説明と謝罪</p>	<p>◎先入観や憶測で話をせず、事実のみ伝えましょ。</p> <p>◎学校管理下の事故として謝罪し、経緯や状況を丁寧に説明しましょ。</p> <p>◎日本スポーツ振興センターの医療給付制度の説明は、養護教諭と連携し、適切な時期に対応しましょ。</p>

事後対応	
<p>7 再発防止の取組について全職員で共通理解</p> <p>①各学級で安全指導 ②状況報告の作成</p>	<p>◎再発防止の取組は、保護者の意向を汲みながら、誠意が伝わるようにし、具体的に進めましょ。</p> <p>◎事故発生後(翌朝等)校長より全教職員へ状況説明を行い、今後の方針を確認しましょ。</p> <p>◎管理職または生徒指導主事・主任が、同じ内容を話すための文書を用意しましょ。</p>
<p>8 「事故報告書」作成</p> <p>①状況報告の作成 ②「事故報告書」作成 ③「事故報告書」提出</p>	<p>◎時系列で「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのようなことをした」か、状況報告を作成しましょ。</p> <p>◎状況報告に沿い本市の小中学校等管理規則により「事故報告書」をA4(1枚)で作成し提出しましょ。(首から上のけが等重篤な事故は必ず作成しましょ。)</p>

《救急搬送等の報告内容確認シート》

救急搬送を必要とする傷病や事故等の緊急対応が必要になる場合には、確実な状況把握と報告等が重要となります。仮に、確認不足や報告漏れ等の対応不足が生じてしまうと、事後対応に苦慮することとなります。

そこで、救急搬送時における状況把握と報告の内容を下記の通りに整理しました。事故発生時の報告や記録として活用してください。

項目		内容					
1	事故の発生日時	年 月 日 時 分					
2	幼児児童生徒(年組・氏名・性別)	年・組	年 組	氏名		性別	男・女
3	事故の発生場所						
4	怪我の状況						
	※首より上は必ず病院へ行くこと						
5	加害等相手がいるか(年組・氏名・性別)	年・組	年 組	氏名		性別	男・女
6	保護者への連絡(必ず有に○がつくこと)	有	父・母・その他()				
	※誰が保護者へ伝えたか?	校長・教頭・教務・担任・その他()					
7	※警察への連絡(交通事故の場合)	有・無					
8	※加害はきちんと その場に残って対応があるか?	有・無					
9	※ひき逃げの場合は、 マスコミ対応、状況報告等の作成						
10	搬送先の病院名						
11	救急車への同乗者	保護者(父・母・その他)・校長・副校長・教頭・養護教諭・その他					
12	学校保健課への連絡 ※AEDを使用した場合・熱中症による救急搬送の場合のみ、報告が必要になります。	有・無					
13	学校管理下の状況	管理下 ・ 管理外					

※救急搬送後の経過については、生徒指導・教育相談課 区担当指導主事に報告をお願いします。

令和4年6月2日

北九州市立校・園長 様

生徒指導課

幼児児童生徒の安全確保について

令和4年6月1日（水）夜遅く、北九州市のホームページのメールフォームに「6月3日（金）に北九州市内の市立小中学校の児童生徒数名を誘拐する」という旨の脅迫文が送られて来ました。

ついては、各学校・園において下記の1～4の点について指導するとともに、保護者や関係機関と連携を図るなど、幼児児童生徒の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 万一の事態が発生した場合には、逃げる・大声を出す・防犯ブザーをならす・近隣に助けを求める
- 2 不要不急の外出はしない
- 3 定められた通学路を通り、密接しないように、複数での登下校を実施する
- 4 明るく見通しのよい場所を通行する

※ スクールヘルパー、PTA、自治会、警察、校区の関係機関等と連携する

※ 一斉メール等を活用し、保護者に注意喚起を行う

連絡先	生徒指導課
TEL	582-2369
担当	岩本

令和4年7月19日

北九州市立全校・園長 様

教育委員会生徒指導課

土砂災害警戒警報発令に伴う登校時刻の変更について

昨夜からの大雨で大雨洪水警報や土砂災害警戒警報などが発令されています。危機管理室から「土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示の解除については現時点では9時である。」との情報提供がありました。

また、今後の雨の降り方については、

- ・ 19日朝にかけて（6時～9時）がピークであり、多いところで1時間あたり50mm程度
- ・ 19日00時から20日00時までの24時間降水量は多いところで150mm程度

と想定されています。

ついては、

幼稚園・小・中学校の登校時刻を10時に変更**特別支援学校はバスの運行時刻を遅らせることが難しいため休校**

とします。今後の気象情報に注意するとともに、各学校・園においては、

幼児児童生徒の安全確保を第一に、下記の対応をお願いします。

記

- 児童生徒に、登下校時において、河川や側溝に近づかない・アンダーパス等の急な水位の上昇・土砂災害等に十分注意するよう指導をお願いします。
- 保護者・家庭に、登校時刻の変更と、登下校の際には、河川や側溝に近づかない・アンダーパス等の急な水位の上昇・土砂災害等に十分注意する等、「一斉メール配信」等を活用し注意喚起をお願いします。

連絡先 生徒指導課

TEL 582-2369

担当 岩本

令和4年9月2日
13時00分回覧

資料5—2

令和4年9月2日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長様
戸畑高等専修学校長

生徒指導課

台風11号接近に関する情報

危機管理室より、令和4年9月2日（金）12時00分現在の台風11号接近について

今後特別警報級の勢力まで発達し勢力を維持したまま北上を続け、9月5日（月）から6日（火）にかけて、九州北部に接近し、北九州の西側を通る見通しとなっています。それに伴い、暴風及び大雨となる恐れがあり、幼児児童生徒の登下校時の危険が高まることが予想される。

との情報提供があったことから、

そこで、幼児児童生徒の安全確保の観点から、全市一斉で

9月5日（月） 給食後下校

9月6日（火） 臨時休校

と決定しましたので連絡します。この対応につきましては、市のホームページ、報道投込み、市の公式LINE、KBCのデータ放送を行う予定です。

つきましては、下記を参照の上、幼児児童生徒の安全確保を第一の対応をお願いします。なお、9月7日（水）は、通常の登校を考えておりますが、被害状況や台風の進路によって、変更する場合は校長会連絡で緊急に連絡します。

記

○幼児児童生徒に安全に留意した行動について指導すること。

- ・不要不急の外出は控え、「海や河川に近づかない」「土砂災害の危険のある場所や倒壊の恐れのある場所に近づかない」こと。
- ・台風通過後には、「電線が切れている」「電柱が傾いている」「飛散したガラスが散乱している」「看板が落ちてきそうな状態になっている」「下水の蓋が外れている」等の状況が想定されるので、登下校時や外出時に「触れたり近づいたりしない」こと。

○「一斉メール配信」等を活用し保護者に対して、下校時刻の変更、臨時休校の周知及び安全上の留意点について注意喚起をすること。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 岩本

令和5年1月23日

北九州市立全校・園長 様

教育委員会生徒指導課

大雪に関する児童生徒の安全確保について

九州北部地方では、24日（火）夕方から25日（水）にかけて上空約1500メートルに氷点下15度以下のこの冬一番の強い寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となる見込みです。このため、北九州地方では24日夜の夜のはじめ頃から25日にかけて、警報級の大雪となるおそれがあります。

福岡管区气象台及び北九州市危機管理からの情報提供によると、

- 24日（火）午後から気温が氷点下になり、断続的に雪が降る恐れがある。ピークは24日（火）の夜のはじめから25日（水）の朝にかけてで、26日（木）には寒気が通り抜ける。
- 24日（火）6時から25日（水）6時までに予想される24時間降雪量は、いずれも多いところで、**山地20～40センチ** **平地10～20センチ**
- 雪を伴った暴風に警戒。また、降雪や路面凍結による交通障害、雪による視程障害、低温による水道管の凍結、電線や樹木等への着雪に注意。

現時点で、1月25日（水）の全市一斉休校の措置は予定しておりません。気象条件・地域の状況・水道管の凍結等によっては、学校独自に休校又は登下校時間の変更等の措置を講じなければならない状況も考えられます。その場合には、各中学校区で情報を共有し、各学校・園で当日の6時まで（特別支援学校はスクールバスの運行停止に間に合う時間まで）に判断してください。

なお、休校・園や登下校・園時刻の変更の措置を決定した場合には、速やかに保護者への連絡を行うとともに、生徒指導課または区担当指導主事にも連絡（特別支援学校は、特別支援教育課にも連絡）し、「Teams災害時情報共有」への状況の入力をお願いします。

今後の気象情報に注意するとともに、下記を参照の上、登下校時の幼児児童生徒の安全確保について、適切な対応を図るとともに、「一斉メール」の活用等、保護者・家庭への連絡体制についても、万全の準備をお願いします。

記

1. 登下校時に降雪が予想される場合は、早めに家を出る準備をする。
2. 降雪や道路の凍結が予想される場合は、自転車を使用しない。
3. 両手が自由に使えるようなるべく手に物を持たないようにする。
4. 歩道を歩き、車に十分気を付ける。
5. 屋根の雪の落下や、降雪で見えなくなっている側溝に注意する。
6. 水道管等の凍結への対応を計画的に行う。

7. 入試等の対応は、主催者との情報共有を確実に行う。
8. 「一斉メール」等を活用し、保護者に注意喚起を行う。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 岩本

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長
高等専修学校長

北九州市教育委員会
安全教育担当課長 高宮 滋

Teams を活用した災害時情報共有について（通知）

平素より、幼児児童生徒の安全指導について、ご尽力いただきありがとうございます。激甚化・頻発化する豪雨、台風などの自然災害に備え、本年度も Teams を活用した災害時情報共有を実施します。

ついては、下記の内容を参照の上、各校・園における大雨等の対応状況を共有し、幼児児童生徒の安全確保を第一に万全を期すようお願いします。

1 荒天時の判断

【台風】

- 教育委員会は、危機管理室、福岡管区气象台から情報提供を受け、前日 13 時までに一斉休校・園の判断を行う。（高等学校、高等専修学校は除く。）

【局地的な大雨、降雪、事故等（以下「大雨等」という。）】

- 教育委員会は、危機管理室から受けた情報を各校に提供する。その情報を参考に、原則、各中学校区単位で連携し、各学校・園が、当日 6 時から 7 時の間に休校・登校時刻の変更等を行うか判断する。

※休校・登校時刻の変更決定後は、各学校・園は、保護者、生徒指導課、学校保健課に連絡する。特別支援学校については、特別支援教育課にも連絡をする。

※休校や登校時刻変更の対応をした学校は、『Teams の災害時情報共有』に入力する。

- 教育委員会は、危機管理室、福岡管区气象台から情報提供を受け、特別警報の発令が予想される等、大雨等の影響が広範囲に及ぶ可能性がある場合は、当日 6 時までに一斉休校・園の判断を行う。

【登校・園後に大雨等の状況が悪化し、下校・降園させることが危険な場合】

- 安全が確認できるまで学校に留め置き、校内の安全な場所に待機させ、安全が確認できた時点で、下校・降園の対応を行う。いずれの場合も、保護者への連絡を確実に行う。

2 Teams の動作確認

別紙参照

令和 4 年 4 月 22 日（金）17:00 までに【状況】【入力時刻】【備考】を入力する

Teams に関すること 連絡先 教育情報化推進課 電 話 5 8 2 - 3 4 4 5 担 当 濱 村	荒天時の判断に関すること 連絡先 生徒指導課 電 話 5 8 2 - 2 3 6 9 担 当 岩 本
--	---

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長
戸畑高等専修学校長
様

北九州市教育委員会
安全教育担当課長 高宮 滋

台風、大雨等による荒天時の判断について（通知）

平素より、幼児児童生徒の安全指導にご尽力いただきありがとうございます。
激甚化・頻発化する豪雨、台風などの自然災害に備えるため、令和4年4月8日付北九教学徒第17号「Teamsを活用した災害時情報共有について（通知）」において

【台風】

→ 一斉休校を行う場合は前日の13時までに判断を行う。

【局地的な大雨、降雪、事故等】

→ 原則、各中学校区単位で連携し、各学校・園が当日6時から7時の間に休校・登校時刻の変更を行うか判断する。

としていました。

しかし、令和4年7月19日に、線状降水帯予測情報が九州北部に発表され、気象庁の雨雲の動きを見ても明らかに北九州に大雨が降る可能性があったこと、北九州市の防災体制で「警戒体制」が発令され、避難に関する情報（警戒レベル4避難指示）が発表されたままであったことなどから、登校判断が非常に困難な状況となり、最終的に「登校時刻を10時に変更」と判断しました。

つきましては、今後もこのような状況が想定されることから、下記の内容を荒天時の状況判断に加え、幼児児童生徒の安全確保を第一に万全を期すようお願いします。

荒天時の判断（追記）

【局地的な大雨、降雪、事故等（以下「大雨等」という。）】

○ 九州北部地方へ「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」や「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された場合、教育委員会は、危機管理室、福岡管区気象台からの情報を各学校に提供する。北九州市に影響が予想される場合は、**前日16時**までに翌日の対応について連絡する。

① 警戒体制が発令され、大雨の影響が翌日の昼以降も継続することが予想される場合。→ 一斉休校

② 警戒体制が発令されるが、翌日の昼前には解除される見込みがある場合。

→ 通常登校、登校時刻の変更または一斉休校の検討

※ **前日16時以降に状況が変化した場合は、校・園長会連絡を通じて情報を共有し、当日の6時までに一斉休校・園又は登校・園時刻の変更の判断を行う。**

【各学校の対応】

① 前日17時までに一斉メールを配信

（一斉休校、登校時刻の変更またはその可能性について事前に知らせる。）

② 当日7時までに一斉メールを配信

連絡先 生徒指導課
電話 582-2369
担当 岩本

台風、大雨等による荒天時における学校の対応について

●休校及び登校時刻変更の判断が求められる気象状況

- 「土砂災害警戒情報」(レベル4) 「大雨特別警報」(レベル5) 等が発令されている場合
- 断続的な大雨により、「大雨警報」「洪水警報」(レベル3) が発令され、
「土砂災害警戒情報」(レベル4) 「大雨特別警報」(レベル5) 等の発令が予測される場合
- 九州北部地方に「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」や「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されている場合
- 台風接近時に、北九州市が「暴風域」「強風域」に入ることが予測され、幼児児童生徒の安全が確保できないと判断した場合

●学校の対応

前日

【台風で全市一斉休校を行う場合】

13:00までに生徒指導課より情報提供**14:00までに各学校は一斉メール等で保護者に連絡**

【局地的な大雨、降雪、事故等で全市一斉の対応を行う場合】

16:00までに生徒指導課より情報提供**17:00までに各学校は一斉メール等で保護者に連絡**★ 16時以降に、状況が大きく変化した場合は校・園長会連絡を通じて情報共有を行う。

当日

【局地的な大雨、降雪、事故等で全市一斉の対応を行う場合】

6:00までに生徒指導課より情報提供**7:00までに各学校は一斉メール等で保護者に連絡**

※ 全市一斉の対応なし。→各中学校単位で判断。6時～7時の間に対応を決定。

●その他

- ※ 登校時刻を変更した場合、保護者が勤務の事情などで、登校時刻前に学校に子どもを連れてきた場合は、児童生徒を預かる。
- ※ 全市一斉対応の場合、教育委員会は、テレビ、北九州市のホームページ、KBCのデータ放送、LINE登録者へ情報提供できるようにする。

事務連絡

北九教学徒第 7 1 号

令和 4 年 5 月 2 0 日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長様
高等専修学校長

北九州市教育委員会

安全教育担当課長 高宮 滋

学校安全計画の提出及び危機管理マニュアル・避難確保計画の更新について（通知）

各学校におかれましては、日々の幼児児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、ありがとうございます。

「第 3 次学校安全の推進に関する計画」において、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めることとされています。また、「水防法」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」「津波防災地域づくりに関する法律」などにおいて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の学校には、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。

つきましては、下記を参照の上、「令和 4 年度学校安全計画」を作成・提出していただくとともに、「危機管理マニュアル」「避難確保計画」の更新をしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 「令和 4 年度学校安全計画」の提出
 - ① 提出書類 令和 4 年度学校安全計画
 - ② 提出期限 令和 4 年 6 月 2 4 日（金）
 - ③ 提出方法 文書管理システム又は、デスクネット
 - ④ その他 別添「令和 4 年度学校安全計画作成の留意点について」を踏まえ作成する。
- 2 「危機管理マニュアル」の更新
 - ① 令和 4 年度学校安全計画を挿入する。
 - ② マニュアルを職員が周知できるよう研修を行う。
 - ③ 更新に当たっては、学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドラインを活用する。 https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_kyousei02-000015766_06.pdf
- 3 「避難確保計画」の確認
 - ① 避難確保計画の修正を行う。
 - ② 危険リスクに応じた避難訓練を実施する。※浸水想定区域・高潮浸水想定区域の学校

連絡先 生徒指導課

電 話 5 8 2 - 2 3 6 9

担 当 岩 本

事務連絡
令和4年4月13日

北九州市立
小・中学校長
特別支援学校長 様

北九州市教育委員会
安全教育担当課長 高宮 滋

児童生徒の安全確保の徹底について

各学校におかれましては、日々の児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、ありがとうございます。

報道等でもご存じのとおり、令和4年4月11日には、大阪府枚方市で男児がため池に落ち意識不明の重体となり、昨日12日には行橋市で女児が川で溺死するという痛ましい事案が相次いで発生しています。年度始めのこの期間は、新たな生活環境となり登下校や下校後の行動を把握することが難しい状況が考えられます。

つきましては、令和4年4月1日付「学年始めの交通安全指導について（通知）」でもお伝えした通り、交通安全指導を改めて行うとともに、下記の点に留意して登下校時及び下校後の児童生徒の安全確保を徹底していただきますようお願いいたします。

特に、新入生に関しては十分に配慮するようお願いいたします。

記

- 1 決められた通学路を通過して登下校し、交通ルールを守ること。
- 2 下校後は、どこで誰と一緒にいるか保護者に伝えること。
- 3 遊泳禁止区域等、危険箇所では決して遊ばないこと。
- 4 河川・池等に行く際は、大人と一緒にいき、子どもだけでは遊びに行かないこと。
- 5 通学路の点検や安全確認を確実にし、校区内や近隣の危険な河川・池・沼・貯水池等を把握し、具体的な場所を示して、児童生徒にその場所には行かないよう指導すること。
- 6 一斉メール等で保護者に注意喚起すること。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 岩本

北九州市立
小・中学校長
特別支援学校長 様
高等学校長

北九州市教育委員会
安全教育担当課長 高宮 滋

運動会及び体育大会等の会場設営などにおける安全管理について（通知）

日頃より、児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、感謝申し上げます。

さて、本年度、市内において、早い学校では 5 月に運動会や体育大会等が予定されており、これから会場準備・設営にとりかかることと思います。過去に市内でも、「テントを設営中に生徒が怪我をする」「テントが風に飛ばされる」などの事故が発生しています。

つきましては、下記の通り、危険を伴う作業は教職員等の大人が行うことを原則とするとともに、児童生徒に手伝わせる場合には、事故防止のための準備や指導の徹底、教職員による十分な安全管理をお願いします。

記

1 テントの設営、撤去について

- 強風や荒天が予想される場合は、事前にテントを倒したり、帆を外したりして、安全上の措置を行うこと。
- テント設営、撤去を生徒に手伝わせる場合には、
 - ・ 事前に教職員がテントの取扱説明書を確認した上で、設置する際の注意事項やテントの構造、安全な組み立て方等の指導を確実にを行い、設置・撤去の際には、指導事項が徹底されるよう安全管理を行うこと。
 - ・ 手袋等の装備品を着用させ、個々の能力や体格にあわせた作業を行わせること。
 - ・ テント一張りに対して一人以上の教職員を配置し、事故防止や安全管理に努めること。

2 杭打ち等の作業について

- 杭を打ち込む作業については教職員が行うこと。また杭を支える補助も教職員が行うこと。
- 教職員が杭を打ち込む際は、生徒が近づかないように指導し、周囲に細心の注意を払うこと。また、使用するハンマーについても十分に点検を行い、ハンマーヘッドが外れたり柄が折れたりする可能性のある道具は絶対に使わないこと。
- 生徒が杭を運搬する場合には、必ず靴を履かせた上で、体格にあわせた量を運搬させ、足元への落下がないよう事前に安全指導を行うこと。

3 用具等の運搬作業について

- 児童生徒が運搬作業する際は、過重な負担で事故が起きないように、児童生徒の能力や体格にあわせて、運搬量を決める等、細心の配慮をすること。
- 児童生徒が運搬する経路に階段等の段差がある場合は、十分に留意させること。運搬中に接触して、転倒や転落等の事故が発生しないよう、ポイントに職員を配置するとともに、事前に児童生徒の動線を確認し同一方向に移動させる等、危険がないように計画を立てること。また、児童生徒への周知を確実に行うこと。
- 児童生徒が長机やパイプ椅子等を運搬する際は、屈折部分等で手や指を挟まないように注意して作業させること。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 岩本

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長
高等学校長 様
高等専修学校長

北九州市教育委員会
安全教育担当課長 高宮 滋

幼児児童生徒の安全確保における地域等との連携について

各学校・園におかれましては、日々の幼児児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、ありがとうございます。

先日の脅迫メールの対応では、各家庭に一斉メールを送信したり、教職員を配置し見守りを強化したりするなど、丁寧な対応をしていただきありがとうございます。今回、安全に向けた取り組みを進める中、地域の方から「見守りに協力したい。地域にも連絡してほしい。」との要望が区役所に寄せられました。

つきましては、まちづくり協議会等の地域の方に意向を確認の上、一斉メール登録用紙を配付し、登録をしていただくなど、連携して幼児児童生徒の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 岩本

事務連絡
令和4年6月13日

北九州市立
幼稚園長
小・中・特別支援学校長 様
高等学校長

北九州市教育委員会
安全教育担当課長 高宮 滋

学校関係者以外の校内への立ち入りについて

各学校におかれましては、日々の幼児児童生徒の安全に関する取組を推進していただき、ありがとうございます。

先般、市内の学校において、授業中に保護者が教職員の許可を得ることなく教室に入り、子どもとトラブルになるという事案が発生しました。

つきましては、下記の要領に留意して幼児児童生徒の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 門扉は定められた時間に開閉するなど、不審者が学校に侵入することができにくい管理体制を整える。
 - 2 登下校時など門を開けている間は、地域ボランティア等と連携するなど可能な範囲で門付近や校舎内の見守りをする。
 - 3 玄関等で来校者の受付を行い、無断で校舎内に入れないようにする。また、受付ではネームカード等を着用させ、来校者とわかるようにする。
 - 4 学校関係者以外が校舎内に無断で立ち入った際には、組織で対応し、児童生徒等に会わせないようにする。
 - 5 教職員やスクールヘルパー等で校内を定期的に巡回する。
 - 6 児童生徒等に危害を加えるような事案の場合、速やかに警察に相談し、教育委員会と連携して対応する。
 - 7 日頃から教育活動の発信や参観等の機会を増やすなど、情報の提供を行い、保護者が安心できるように努めること。
- ※ 不審者に関しても危機管理マニュアルを参照して、対応の確認をお願いします。

連絡先 生徒指導課
TEL 582-2369
担当 岩本